

インフルエンザ出席停止期間の考え方

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。平成 24 年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は、

「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」となりました。

これにより、「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 2 日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例 4、例 5 参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

インフルエンザ出席停止早見表

		発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 5	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

新型コロナウイルス出席停止早見表

		発症日	発 症 後								
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	
1	発症後 1 日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱、喉の痛み等	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	軽快後 24 時間後		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		

発症後 5 日間、かつ軽快後 24 時間経過していれば 6 日目に登校可能。軽快していなければ待機期間を延長していただきます。